

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年7月25日

【会社名】 株式会社ブラップジャパン

【英訳名】 PRAP Japan, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鈴木 勇 夫

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂九丁目7番2号 ミッドタウン・イースト

【電話番号】 03(4580)9111

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 白 井 智 章

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂九丁目7番2号 ミッドタウン・イースト

【電話番号】 03(4580)9111

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 白 井 智 章

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

一般募集	305,403,000円
オーバーアロットメントによる売出し	49,455,000円

(注) 1 募集金額は、会社法上の払込金額(以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。)の総額であり、2022年7月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

2 売出金額は、売出価額の総額であり、2022年7月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】

- 1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	300,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数は100株

- (注) 1 2022年7月25日(月)開催の取締役会決議によります。
- 2 上記発行数は、2022年7月25日(月)開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。本募集(以下、「一般募集」という。)は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
- 3 一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、45,000株を上限として一般募集の主幹事会社である岡三証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 4 一般募集とは別に、2022年7月25日(月)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の岡三証券株式会社を割当先とする当社普通株式45,000株の第三者割当による自己株式の処分(以下、「本件第三者割当」という。)を行うことを決議しております。
- 5 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 6 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

2022年8月2日(火)から2022年8月5日(金)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当			
一般募集	300,000株	305,403,000	
計(総発行株式)	300,000株	305,403,000	

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 一般募集は、自己株式の処分に係るものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
- 4 発行価額の総額は、2022年7月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	発行価額 (円)	資本組入額 (円)	申込株 数単位	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1、2 (発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直前日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。)	未定 (注) 1、2	(注) 3	100株	自 2022年8月8日(月) 至 2022年8月9日(火) (注) 4	1株につき 発行価格と 同一の金額	2022年8月15日(月)

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、2022年8月2日(火)から2022年8月5日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より1株当たりの払込金として受取る金額)を決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の用途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.prapgroup.com/ir/>)(以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 一般募集は、自己株式の処分に係るものであり、払込金額は資本組入れされません。

4 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で2022年8月1日(月)から2022年8月5日(金)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、2022年8月2日(火)から2022年8月5日(金)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が2022年8月2日(火)の場合、申込期間は「自 2022年8月3日(水) 至 2022年8月4日(木)」、払込期日は「2022年8月9日(火)」

発行価格等決定日が2022年8月3日(水)の場合、申込期間は「自 2022年8月4日(木) 至 2022年8月5日(金)」、払込期日は「2022年8月10日(水)」

発行価格等決定日が2022年8月4日(木)の場合、申込期間は「自 2022年8月5日(金) 至 2022年8月8日(月)」、払込期日は「2022年8月12日(金)」

発行価格等決定日が2022年8月5日(金)の場合は上記申込期間のとおり、

となりますのでご注意ください。

5 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当します。

7 申込証拠金には、利息をつけません。

8 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が2022年8月2日(火)の場合、受渡期日は「2022年8月10日(水)」

発行価格等決定日が2022年8月3日(水)の場合、受渡期日は「2022年8月12日(金)」

発行価格等決定日が2022年8月4日(木)の場合、受渡期日は「2022年8月15日(月)」

発行価格等決定日が2022年8月5日(金)の場合、受渡期日は「2022年8月16日(火)」
となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人の本店並びに全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 渋谷支店	東京都渋谷区道玄坂1-3-2

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	300,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
計		300,000株	

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
305,403,000	8,000,000	297,403,000

(注) 1 新規発行による手取金は自己株式の処分による手取金であり、発行諸費用の概算額は自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。

2 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

3 払込金額の総額(発行価額の総額)は、2022年7月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額297,403,000円については、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本件第三者割当の手取概算額上限44,810,450円と合わせた手取概算額合計上限342,213,450円について、2026年8月末までに当社会社であるブラップノード株式会社への投融資資金に充当し、残額が生じた場合には、2023年8月末までに当社の人件費等の運転資金に充当する予定です。

上記投融資先であるブラップノード株式会社は、当社からの投融資資金について、以下のとおり充当する予定です。

同社が開発・販売するSaaS型クラウドサービス『PRオートメーション』の機能追加やセキュリティ強化等のソフトウェア開発費用として、2026年8月末までに120,000,000円
同社並びに『PRオートメーション』の認知度向上のためのマーケティング費用として、2026年8月末まで192,213,450円
同社のカスタマーサクセス担当や営業担当等の増員に係る人件費として、2026年8月末までに30,000,000円

当社グループは、「世の中のあらゆる関係性を良好にする」というミッションを軸に、PR・広告・マーケティング等のコミュニケーション領域で事業活動を行っております。

近年、SNSの普及やコロナ禍による行動様式の変容等により、当社グループを取り巻く事業環境は大きく変化しており、このような環境の中、当社グループは、リアルとデジタルを融合させ、クライアントにとって最適なサービスを提供できる体制を構築するため、2020年3月にブラップノード株式会社設立、2020年9月に株式会社プレシジョンマーケティングの株式取得、2021年2月にWILD ADVERTISING & MARKETING PTE. LTD.の株式取得等、デジタル分野への投資に注力してまいりました。

ブラップノード株式会社は、広報PR領域のDX(デジタルトランスフォーメーション)支援を行っておりますが、広報PR業務における課題として、属人的で広報PR担当者の異動等により知見が途切れてしまう、使用しているツールが異なるため管理が煩雑になる、シャドーワークが多く本来の広報PR業務に時間が使えない等、業務プロセスの非効率性が挙げられます。

『PRオートメーション』は、従来のアナログな広報PR業務を効率化・自動化し、最適なタイミングでのメディアアプローチやリリース配信後の効果分析等を一通貫で行うことができます。

現在、『PRオートメーション』の機能拡充、セキュリティ強化、認知度向上等を実現する上での資金需要が高まっており、本資金調達にはブラップノード株式会社の資金需要を充足するだけでなく、同社の業績拡大によって、当社グループの持続的な企業価値向上に資するものであると考えております。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	45,000株	49,455,000	東京都中央区日本橋一丁目17番6号 岡三証券株式会社

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、45,000株を上限として一般募集の主幹事会社である岡三証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。上記オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.prapgroup.com/ir/>)(新聞等)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。
- 2 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号
- 3 売出価額の総額は、2022年7月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格 (円)	申込期間	申込 単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の 内容
未定 (注) 1	自 2022年8月8日(月) 至 2022年8月9日(火) (注) 1	100株	1株につ き売価 格と同 一の金 額	岡三証券株 式会社の本 店並びに全 国各支店		

- (注) 1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。
- 2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 3 申込証拠金には、利息をつけません。
- 4 株式の受渡期日は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」における株式の受渡期日と同日とします。
- 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。
- 社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、45,000株を上限として一般募集の主幹事会社である岡三証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、岡三証券株式会社が貸借株式の返還に必要な株式を取得させるために、当社は2022年7月25日(月)開催の取締役会において、岡三証券株式会社を割当先とする当社普通株式45,000株の第三者割当による自己株式の処分(本件第三者割当)を、2022年8月29日(月)を払込期日として行うことを決議しております。(注) 1

岡三証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、岡三証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から2022年8月24日(水)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)(注) 2)、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、岡三証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

岡三証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当に係る割当てに応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数とその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、岡三証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借受けは行われません。したがって、この場合には、岡三証券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当における自己株式の処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) 1 本件第三者割当の内容は以下のとおりであります。

- | | |
|---------------|---|
| (1)募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 45,000株 |
| (2)払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。 |
| (3)割当先 | 岡三証券株式会社 |
| (4)申込期間(申込期日) | 2022年8月26日(金) |
| (5)払込期日 | 2022年8月29日(月) |
| (6)申込株数単位 | 100株 |

2 シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が2022年8月2日(火)の場合、「2022年8月5日(金)から2022年8月24日(水)までの間」

発行価格等決定日が2022年8月3日(水)の場合、「2022年8月6日(土)から2022年8月24日(水)までの間」

発行価格等決定日が2022年8月4日(木)の場合、「2022年8月9日(火)から2022年8月24日(水)までの間」

発行価格等決定日が2022年8月5日(金)の場合、「2022年8月10日(水)から2022年8月24日(水)までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である矢島婦美子、野村しのぶ並びに矢島さやかは岡三証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、岡三証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は岡三証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、岡三証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当、株式分割に係る新株式発行並びに譲渡制限付株式報酬制度に基づく新株式発行又は自己株式処分等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、岡三証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

特に自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴ  を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令(以下、「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下、「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(注)1)において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(注)2又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(注)3の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(注)2に係る有価証券の借入れ(注)3の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

(注) 1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、2022年7月26日(火)から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が2022年8月2日(火)から2022年8月5日(金)までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

(注) 2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

(注) 3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みます。

2 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.prapgroup.com/ir/>)(以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されません。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・表紙の次に、以下に掲げる「企業の概要」～「業績ハイライト」をカラー印刷したものを記載いたします。

企業の概要

会社概要

当社は、1970年の設立以来、総合PR会社として、企業価値を高める広報活動や企業のマーケティングをサポートするPR活動をはじめ、M&A時の広報支援、メディアトレーニング、不祥事発生時のメディア対応など、広報・PR活動の分野において専門的で包括的なサービスを提供してまいりました。

他社に先駆けて中国進出を果たし、1997年に中国拠点を設立。北京と上海でのサービス提供を通じて日本企業の中国進出を支えてきました。2018年からは、東南アジアでの事業拡大にも注力しています。

また、近年の急速なデジタル化によるメディア環境の変化やコミュニケーション手法の発達により、オンラインメディア、SNSといったデジタルインフラを活用した多様かつ効果的なPRサービスも求められています。当社では、専門チームや専門グループ会社により、付加価値の高いサービスの拡充を進め、新しい顧客ニーズに対応しています。

企業理念

「PR」とは、「パブリックリレーションズ (Public Relations)」の略で、企業と企業、企業と社員、企業と株主など、企業をとりまくあらゆるステークホルダーとの良好な関係性を構築していくことです。当社は、顧客の広報・PR活動を支援することで、より円滑な経済活動の実現、ひいては社会発展に貢献します。

多様な価値観に寄り添う誠実で寛容な姿勢と、専門性を組み合わせた革新的な技術こそが、あらゆるコミュニケーション課題を解決すると考える私たちは、今後も人格的な資質を磨き、サービス内容を進化させ続けることで、いちばん信頼されるコミュニケーションコンサルティング・グループを目指します。昔はなかったけど今では当たり前を作っている会社です。

Start a new chapter for TOMORROW

あしたの常識をつくる。

創業から、半世紀。ずっと多様になった世の中において
「あらゆる関係性を良好にする」というミッションを軸にビジネスの領域を広げています。
従来の価値観を尊重しながら動かし、
社会の視野を広げるコミュニケーションで課題を解決する。
それが「あしたの常識」に繋がっていくと考えています。

わたしたちの使命

Mission

世の中の
あらゆる関係性を
良好にする

あるべき姿

Vision

いちばん信頼される
コミュニケーション・
コンサルティンググループ

大切にしている価値観

Values

誠実で寛容な姿勢
専門性と革新性
社会への貢献

グループ概要

当社は、日本・中国・東南アジアに拠点をもち、海外展開を加速しています。また、広報・PR活動を軸にした「コミュニケーションサービス事業」と、近年拡充しているデジタルサービスを提供する「デジタルソリューション事業」とで、国内外でグループを展開しています。

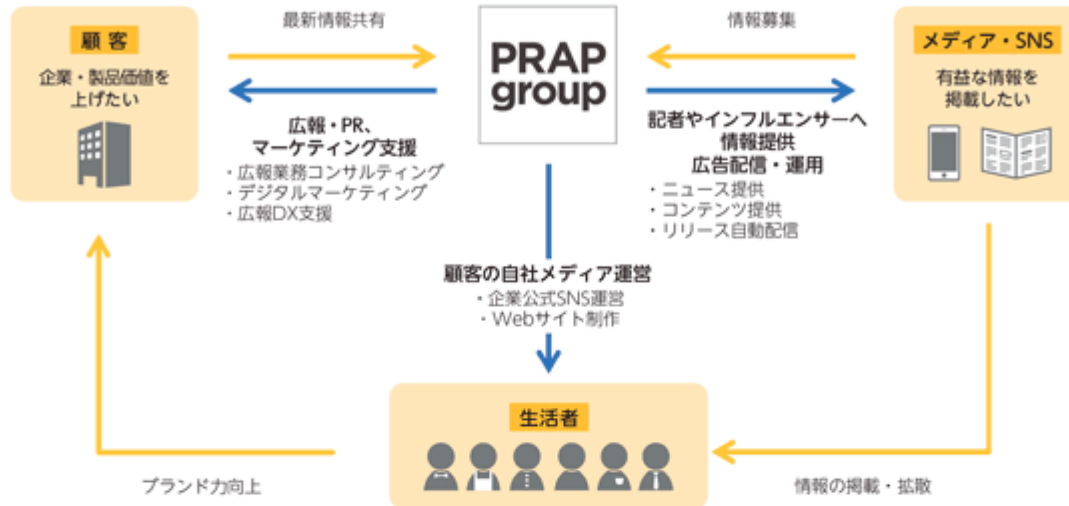


PR（パブリックリレーションズ）の考え方をもとに、デジタル広告やSNSマーケティング、イベント・制作など、企業のコミュニケーション活動に関わるあらゆる領域のサービスを提供できる体制を整えています。PR発想のコミュニケーションコンサルティング・グループとして、異なる専門性を持つグループ各社がダイナミックに連動し、顧客のコミュニケーション上の課題を解決しています。



事業の内容

当社は、国内外の企業・団体を顧客とし、コミュニケーション活動に関わる領域のサービスを包括的に提供しています。



コミュニケーションサービス事業

主なサービスであるPR（パブリックリレーションズ）活動では、専門のコンサルタントが、顧客の広報・PRの戦略立案から、記者会見や新商品発表イベントの企画運営やプレスリリース作成など施策の提案から実行まで行います。また、メディアリレーションズ活動といわれる、記者を会見やイベントに誘致したり顧客の情報を記者に紹介するなど、記者との関係性を築く活動を行っています。その結果、顧客の情報が記事やニュースとして報道され、多くの生活者に届くという情報発信をサポートしています。

デジタルソリューション事業

これまで、多くの生活者へ情報を伝える媒体は、テレビや新聞、雑誌というマスメディアでしたが、今ではオンライン媒体が無数に登場し、また、生活者ひとりひとりが情報発信することができるSNSや動画配信サービスなど、デジタルインフラが発展しています。このようなメディア環境の変化によって、企業の情報をオンライン媒体やデジタルインフラを通じて直接多くの生活者へ届けることが容易になりました。当社では、このような環境の変化や顧客のニーズに合わせ、SNSの運用サービスや、オンライン媒体でのデジタル広告出稿など、幅広いサービスを拡充しています。

また、本業である広報・PR業務は、記者からの問い合わせ管理やリリース配信作業、掲載記事のクリッピング作業など多くの工数がかかる業務です。このような手作業による業務を効率化するクラウドツールの開発提供も行っています。

サービス紹介（コミュニケーションサービス）

主なサービス



記者発表会

新事業や新商品の発表など、メディアに向けて積極的な情報発信を会見やイベントの形で開催します。発表内容の精査や資料作成、当日の運営まで網羅的にサポート。



メディアトレーニング

積極的な情報発信を行うメディア対応や、緊急事態における謝罪会見など、マスコミ対応にフォーカスしたトレーニングを実践します。本番さながらのスタジオで実施。

事例

世の中に“新しい常識”をつくり、根付かせる仕事



外資外食チェーンが日本に上陸した当時から、まだ馴染みがなかったファストフードという新しい食文化を根付かせ、その後も食の安全性やおいしさを訴求する活動をサポートしています。また、外資ペットフードブランドの顧客とともに、ペットが飼える集合住宅を一般化する活動をしたり、あまり知られていない難病を啓発することで潜在患者を医療に繋げる一翼を担ったり、「民泊」や「フードデリバリー」という次世代の新しいサービスを広めるお手伝いなどをしてきました。“今では当たり前”を支える仕事をしています。

地方自治体の魅力を全国に発信



地方自治体の魅力を広めることで、観光客や移住者の増加に繋げたり、住民にはさらに地元を好きになってもらう地域活性化のお手伝いをしています。国内だけでなく、海外の観光客に向けた情報発信をすることも。「宇宙」をテーマに地域を盛り上げている都市では、宇宙にちなんだネーミングの食べ物を提供するよう商店街とコラボレーションしたり、人気のご当地キャラクターを東京のメディアに訪問させて県の魅力をキャラクターから伝える活動をするなど、地方自治体の好感度や認知度を高める様々な施策を実施しています。

サービス紹介（デジタルソリューションサービス）

主なサービス



広報・PR業務の自動化ツール

プレスリリースを送る記者リストの整備や、露出記事の確認など、広報・PR業務には多くの工数がかかります。そのような業務を自動化し効率化するデジタルサービスを開発・提供しています。



ネット上の誹謗中傷への対策

ネット上における企業への誹謗中傷に備えるための支援プログラム。企業のブランドや社員を、ネット上のトラブルから守るためのガイドライン策定や、ネット上のリスクを踏まえたトレーニングなど幅広く支援します。

事例

企業の公式SNSアカウントの運営



企業やブランドの公式SNSアカウントの運営代行をしています。SNSによって、企業側がブランドの世界観を直接発信したり、生活者と双方向のコミュニケーションをとることが容易になりました。一方で、誤った情報発信や、時代の感覚にそぐわない発言をしてしまうとすぐにブランド価値を損なう事態となります。いつ、どのような内容を投稿するとターゲットに好感を持たれるのかということも、データ分析を活用して運営します。

日本企業の海外進出をデジタルコミュニケーションで支える



日本・中国・東南アジアという拠点をダイナミックに連携させ、日本製品やブランドの進出を支援しています。中国や東南アジアでは、ソーシャルメディアが発達しており、特に若い世代に訴求する場合は、現地のデジタル事情に則した情報発信方法が求められます。日本の車やカメラ、ジュエリーブランドといった製品だけでなく、ゲームやアーティストなどエンタメ分野における情報発信も、現地のデジタルコミュニケーションサービスを駆使して発信しています。

サステナビリティへの取り組み

Build better relationships with the Next Generation

未来の社会との関係性を良好に

ブラップグループは、企業の公正なコミュニケーション活動をコンサルティングすることで、企業をとりまくさまざまなステークホルダーとの関係性を良好にすることをミッションに掲げより円滑な経済活動の実現、ひいては社会発展に貢献しています。

“誰ひとり取り残さない”サステナブルな社会の実現にコミュニケーションの力で貢献し、ブラップグループの持続可能な成長を目指します。

ブラップグループのマテリアリティ

1. 地域と産業の持続的な発展に貢献



環境や社会のサステナビリティを追求する企業・自治体の取り組みをコミュニケーションの側面からコンサルティングすることで、持続可能な発展・成長に寄与します。

取り組み：PRコンサルティング、サステナビリティPRサービス提供、地域ブランディングなど

2. 公正で多様性のある社会の実現



誰にとっても公正なコミュニケーションを展開することによって、多様な個を尊重しお互いを受容する社会を促進します。

取り組み：女性活躍、外国籍社員の採用、LGBTQ+に対するコミュニケーション支援など

3. インテグリティのある組織づくり



誰からも信頼されるコミュニケーション・コンサルティンググループとして、ガバナンス・コンプライアンスを強化し健全な経営を行います。

取り組み：コーポレートガバナンスの充実および内部統制の整備、コンプライアンスの徹底

マテリアリティ推進を支える取り組み

4. 「あしたの常識」をつくる人材育成

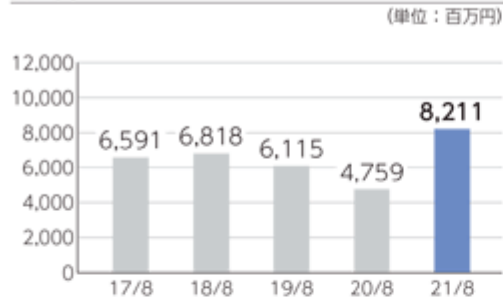


誠実で寛容な姿勢で社会と向き合い、真摯なコミュニケーションによって次世代につながる価値創造ができる人材を育成し、社会全体の公正なコミュニケーション環境構築に貢献します。

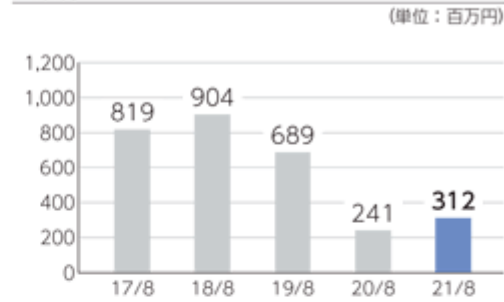
取り組み：社員教育・各種研修、慶應義塾大学寄付講座・浦和大学社会学部講座実施

業績ハイライト

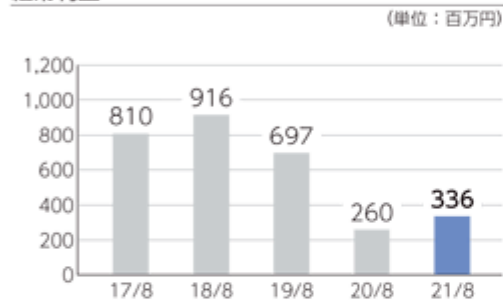
売上高



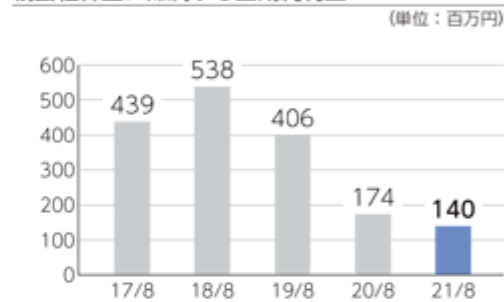
営業利益



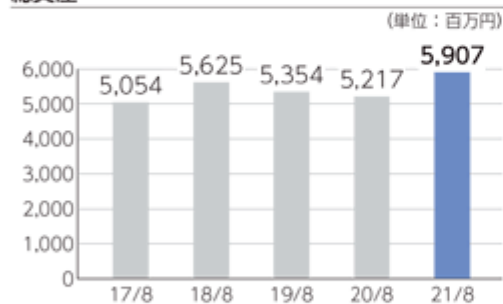
経常利益



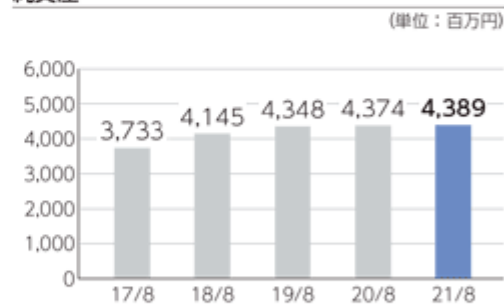
親会社株主に帰属する当期純利益



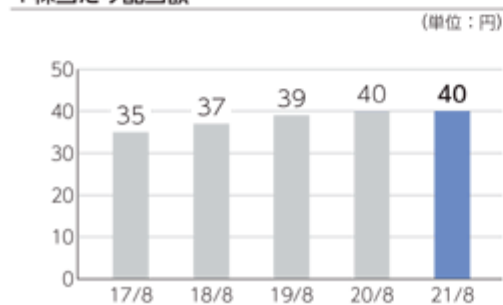
総資産



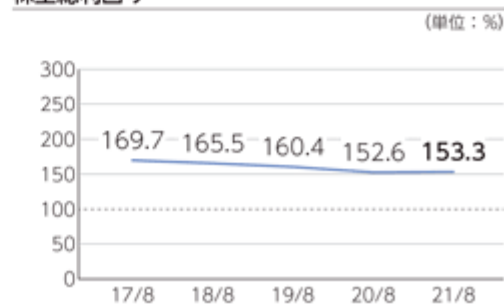
純資産



1株当たり配当額



株主総利回り



・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

[株価情報等]

1 【 株価、 P E R 及び株式売買高の推移 】

2019年7月22日から2022年7月15日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、 P E R 及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



- (注) 1 ・ 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 2 P E R の算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益(連結)}}$$

・ 1株当たり当期純利益は、以下の数値を使用しております。

2019年7月22日から2019年8月31日については、2018年8月期有価証券報告書の2018年8月期連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2019年9月1日から2020年8月31日については、2019年8月期有価証券報告書の2019年8月期連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2020年9月1日から2021年8月31日については、2020年8月期有価証券報告書の2020年8月期連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2021年9月1日から2022年7月15日については、2021年8月期有価証券報告書の2021年8月期連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2 【 大量保有報告書等の提出状況 】

2022年1月25日から2022年7月15日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第51期事業年度)及び四半期報告書(第52期事業年度第3四半期)(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2022年7月25日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2022年7月25日)現在までの間においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第51期事業年度)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2022年7月25日)までの間において、以下のとおり臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2021年12月1日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2021年11月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2021年11月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金40円 総額158,439,280円

ロ 効力発生日

2021年11月25日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、鈴木勇夫、吉宮拓、白井智章、矢島さやか、椎名礼雄、青山直人スタンリーを選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、柴田千尋を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	無効数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	35,426	62		1	(注) 1	可決 99.77
第2号議案 取締役6名選任の件						
鈴木勇夫	35,396	93				可決 99.69
吉宮拓	35,396	93				可決 99.69
白井智章	35,396	93			(注) 2	可決 99.69
矢島さやか	35,395	94				可決 99.68
椎名礼雄	33,293	2,196				可決 93.76
青山直人スタンリー	35,381	108				可決 99.64
第3号議案 監査役1名選任の件						
柴田千尋	35,406	83			(注) 2	可決 99.71

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決または否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2022年6月3日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融証券取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 当該事象の発生日

2022年6月3日(取締役会決議日)

2. 当該事象の内容

当社は、新型コロナ禍における事業活動を通じて、出社と在宅勤務やサテライトオフィス活用を組み合わせた柔軟な働き方を導入することで、更なる生産性の向上が実現できると判断し、ハイブリッド型のワークスタイルに適したオフィス環境の整備、中長期的な固定費削減等を検討した結果、2022年6月13日予定で本社機能を移転することといたしました。これに伴い、本社移転関連費用を販売費及び一般管理費ならびに特別損失に計上する見込みです。

3. 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

2022年8月期において、原状回復費用、二重家賃、什器備品購入費用、引越費用等の本社移転関連費用を販売費及び一般管理費として個別決算で79百万円、連結決算で91百万円計上し、特別損失として個別決算で120百万円、連結決算で124百万円計上する見込みです。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第51期)	自 2020年9月1日 至 2021年8月31日	2021年11月24日 関東財務局長に提出
有価証券報告書 の訂正報告書	事業年度 (第51期)	自 2020年9月1日 至 2021年8月31日	2021年12月6日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第52期第3四半期)	自 2022年3月1日 至 2022年5月31日	2022年7月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年11月24日

株式会社ブラップジャパン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 井 修

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 瀧 克 仁

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブラップジャパンの2020年9月1日から2021年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ブラップジャパン及び連結子会社の2021年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

コミュニケーションコンサルティング事業の個別受注業務に係る売上高の期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社及び連結子会社の当連結会計年度の連結売上高8,211百万円のうち1,991百万円は、会社が主たる事業としているコミュニケーションコンサルティング事業に含まれる個別受注業務（以下「個別受注業務」という。）に係る売上であり、当連結会計年度の連結売上高の24%を占めている。</p> <p>売上は、実現主義の原則に基づき、サービスの提供が完了し、かつ、対価が成立したと判断される時点で認識される。【注記事項】「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、会社は、個別受注業務について、顧客によるサービスの検収が完了した時点で売上を計上している。</p> <p>会社は目標とする経営指標の1つに成長性を掲げ、その成長性の重要指標に売上高及び営業利益を挙げていることから、経営者はそれらの指標に係る目標達成のプレッシャーを感じる可能性がある。そのため、個別受注業務については、顧客によるサービス検収の完了確認が未了であるにもかかわらず、意図的に売上が前倒し計上されるリスクが存在する。</p> <p>以上から、当監査法人は、コミュニケーションコンサルティング事業の個別受注業務に係る売上高の期間帰属の適切性の検討が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、コミュニケーションコンサルティング事業の個別受注業務に係る売上高の期間帰属が適切であるか否かを検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 個別受注業務に係る売上の認識プロセスに関する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 評価にあたっては、特に、営業部門から独立した経理部門の担当者が、売上の認識時点と顧客から入手した業務完了確認書の日付を照合する仕組みの実効性の有無に焦点を当てた。</p> <p>(2) 適切な期間に売上計上されているか否かの検討 売上高の期間帰属の適切性を検討するため、第4四半期に計上された売上高のうち、予算達成状況、受注日、業務開始日、業務完了予定日等を踏まえて例外取引に該当する可能性があるとして抽出した取引について、以下を含む監査手続を実施した。</p> <p>顧客から入手した業務完了確認書に記載されている完了日と売上計上日付を照合した。</p> <p>業務完了確認書に記載された業務完了日付の正しさを確かめるため、業務完了に関する会社外部の証拠資料を閲覧した。</p> <p>顧客への請求金額が請求書に記載の支払期日までに入金しているか否かを確認した。</p>

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ブラップジャパンの2021年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ブラップジャパンが2021年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠し

て、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年11月24日

株式会社ブラップジャパン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 井 修

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 瀧 克 仁

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブラップジャパンの2020年9月1日から2021年8月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ブラップジャパンの2021年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

コミュニケーションコンサルティング事業の個別受注業務に係る売上高の期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の当事業年度の売上高3,858百万円のうち1,991百万円は、会社が主たる事業としているコミュニケーションコンサルティング事業に含まれる個別受注業務（以下「個別受注業務」という。）に係る売上であり、当事業年度の売上高の51%を占めている。</p> <p>売上は、実現主義の原則に基づき、サービスの提供が完了し、かつ、対価が成立したと判断される時点で認識される。【注記事項】「（重要な会計方針）6重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、会社は、個別受注業務について、顧客によるサービスの検収が完了した時点で売上を計上している。</p> <p>会社は目標とする経営指標の1つに成長性を掲げ、その成長性の重要指標に売上高及び営業利益を挙げていることから、経営者はそれらの指標に係る目標達成のプレッシャーを感じる可能性がある。そのため、個別受注業務については、顧客によるサービス検収の完了確認が未了であるにもかかわらず、意図的に前倒し計上されるリスクが存在する。</p> <p>以上から、当監査法人は、コミュニケーションコンサルティング事業の個別受注業務に係る売上高の期間帰属の適切性の検討が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>連結財務諸表の監査報告書において、「コミュニケーションコンサルティング事業の個別受注業務に係る売上高の期間帰属の適切性」が監査上の主要な検討事項に該当すると判断し、監査上の対応について記載している。当該記載内容は、個別財務諸表監査における監査上の対応と実質的に同一の内容であることから、監査上の対応に関する具体的な記載を省略する。</p>

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意

を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年7月14日

株式会社ブラップジャパン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅 谷 哲 史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 瀧 克 仁

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブラップジャパンの2021年9月1日から2022年8月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2022年3月1日から2022年5月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2021年9月1日から2022年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ブラップジャパン及び連結子会社の2022年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。